

平成18年4月から障害保健福祉サービスが段階的に変わりました (障害者自立支援法が施行されます)

制度改正のポイント

1. 身体・知的・精神の3つの障害者福祉サービスを一元化します。
 2. 障害者がもっと「働ける社会」を目指します。
 3. 利用者本位のサービス体系に組み替えます。
 4. 支給決定の手続きや基準を明確にします。
 5. 費用を皆で負担し、支え合う仕組みの強化をします。
- ①原則利用者は1割負担します。 ②国の財政負担を「義務化」します。



新たな障害福祉サービスの体系

現在の施設や居宅サービスは、自立支援給付としての「介護給付」と「訓練等給付」になります。また、併せて更生医療等の医療制度や、補装具等の福祉機器の制度も変わります。

①介護給付とは？

主に介護が必要な方が利用するサービスです。

②訓練等給付とは？

リハビリテーションや訓練が必要な方が利用するサービスです。

③施設サービス・居宅サービス

現在の入所施設は、生活の場と日中の活動の場に分けられ、必要なサービスがより柔軟に選択利用できるようになります。授産施設は、目的別に整理され、働く障害者の支援をします。

④医療制度

身体障害者の更生医療、障害児の育成医療、精神障害者の通院公費制度が「自立支援医療」として1つの制度になります。

⑤補装具等福祉機器の給付

身体障害者、障害児の補装具給付制度が1つの制度になります。身体障害者、知的障害者、障害児の日常生活用具の給付制度も1つの制度になります。

利用料

介護給付、訓練等給付、補装具、自立支援医療等を利用する場合に、本人または保護者が負担するのは、サービス費の1割です。(所得に応じて減額制度もあります。)

制度改正のスケジュール

これからの障害保健福祉サービスは、障害者自立支援法による新しい制度へと段階的に変わっていきます。新しい制度の基本部分は平成18年4月から、施設サービスなどについては平成18年10月からの変更となります。

更生医療、通院公費制度	➔	4月1日から変更 (自立支援医療になります)
ホームヘルプ、デイサービス 短期入所等居宅サービス		4月1日から変更 (新しい受給者証になります)
入所施設や通所施設		10月1日から変更 (受給者証は4月1日から変更になります)
補装具の制度		10月1日から変更

4月から各種制度の手当額が改正されます。

制 度 名	現行手当額(月額)	➔	4月からの手当額(月額)
特別児童扶養手当 (1級)	50,900円		50,750円
特別児童扶養手当 (2級)	33,900円		33,800円
特別障害者手当	26,520円		26,440円
障害児福祉手当	14,430円		14,380円
経過的福祉手当	14,430円		14,380円